



図④ 自己負担限度額  
○70歳未満の人の場合

Table with columns: 所得区分, 総所得金額等(※2), 3回目まで, 4回目以降(※3). Rows include 上位所得者(※1), 一般, and 住民税非課税世帯.

○70歳以上の人の場合

Table with columns: 所得区分, 外来(個人ごと), 外来+入院(世帯ごと). Rows include 現役並み所得者, 一般, and 低所得者.

- ※1 所得の申告がない場合は、901万円超の限度額が適用されます
※2 国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の「総所得金額等」
※3 過去12カ月で、一つの世帯での支給が4回以上あった場合
※4 世帯収入の合計が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下の場合も含みます
※5 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります

高額療養費の申請について
1カ月の医療機関窓口での支払い額が自己負担限度額(図④参照)を超えたとき、そ

高額療養費の申請について

この支給を受けるためには申請が必要です。申請に必要なもの
・被保険者証
・はんこ

領収書
・振込先の分かるもの(通帳など)
※申請には、支払われた金額の確認が必要となりますので、全ての領収書を必ず持参してください

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について
70歳未満の人と70歳以上で現役並所得者II・I、低所得者II・Iの人は、治療費が自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」を交付しますので、必要な場合は手続きをお願いいたします。

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について
70歳未満の人と70歳以上で現役並所得者II・I、低所得者II・Iの人は、治療費が自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」を交付しますので、必要な場合は手続きをお願いいたします。

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について
70歳未満の人と70歳以上で現役並所得者II・I、低所得者II・Iの人は、治療費が自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」を交付しますので、必要な場合は手続きをお願いいたします。

平成31年度の間ドック補助について
平成31年度の間ドック補助申請を4月10日(水)から開始します。詳しい内容は今後の広報ページに掲載予定です。内容をご確認の上、お申し込みください。

Table with columns: その他, 国保をやめるとき, 国保に入るとき. Rows include 市区町村から転入してきたとき, 職場の健康保険をやめたとき, 生活保護を受けなくなったとき, etc.

非自発的失業者の国保料
会社の倒産や解雇などにより離職し、雇用保険を受給する人(非自発的失業者)は、申請により国保料などが軽減される場合があります。

特定保健指導を実施中
今年度、特定健康診査または市国保の人間ドックを受診した人のうち、その結果から保健指導が必要と判定

された人には、市から「特定保健指導」の案内を送付しています。生活習慣の改善のために積極的にご参加ください。

ジェネリック医薬品を使いましょう
ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、効き目や安全性が実証されている薬(先発医薬品)と主成分などが同一であるとして、国から製造・販売が承認された安価なお薬です。

所得のない人も申告を
所得税や市・府民税の申告義務がない人でも国保での所得申告が必要となる人には、国保医療課から申告書を送付しますので、必ず4月19日(金)までに申告してください。

第三者行為は届出を
交通事故などが原因で(第三者行為といいますが)けがや病気になった時、国保の被保険者証を使って医療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

国保加入・喪失の手続き
他の健康保険から国保に加入する場合や、国保から他の健康保険に加入した場合は、なるべく早く国保医療課に届出をお願いします。国保に加入する場合は、他の健康保険の資格喪失後14日以内に届出が無いと、届出日からしか保険の給付が受けられません。また、他の健康保険の資格喪失日までさかのぼって(最長2年)国保料を納めていただくこととなりますので、ご注意ください。

国民健康保険への届出は14日以内に!!

国保加入・喪失の手続き

高齢受給者証などの受給者証や、その他認定証をお持ちの人は被保険者証とともに持参してください。